

令和7年7月18日

1. 目的

この要領は、共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託
- (2) 業務内容 共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和8年2月20日（金）まで
- (4) 契約上限額 21,879,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格要件

本業務の優先交渉権者選定のためのプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に「計画策定・コンサルティング」の取扱業者として登録がされていること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止の措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (5) 本店又は支店の所在地において国税、地方税その他の公租公課を滞納していないこと。
- (6) 過去3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に地方公共団体が発注した地域公共交通に関わるデータ分析、地域公共交通の再編、オンデマンド交通等の新たなモビリティサービス導入に関する支援業務等の同種又は類似する業務実績を有していること。また、当該業務の従事経験のある者を本業務に配置すること。
- (7) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 本業務の実施について、本市と緊密な連絡調整が取れる体制が整備されていること。
- (9) 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定がなされていないこ

と。

(10) 会社法(平成17年法律第86号)第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。

4. 担当部署

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市政策部政策推進課交通政策グループ

T E L : 0 5 9 5 - 8 4 - 5 0 6 6 F A X : 0 5 9 5 - 8 2 - 9 9 5 5

Eメール : kotsu@city.kameyama.mie.jp

5. 実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和7年7月18日(金)から同月31日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所 4の担当部署とする。
- (3) 交付方法 直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。
- (4) 交付書類 ①共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
②共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託仕様書

6. プロポーザル参加意思表示書等の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 ①プロポーザル参加意思表示書(様式1) 1部
②業務実績調書(様式2) 9部
③会社概要書(様式3)及び会社パンフレット 9部
④誓約書(様式4) 1部
⑤申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し 1部
⑥納税証明書(公告日から起算して6月以内に発行されたもの) 1部
- (2) 提出期間 令和7年7月18日(金)から同月31日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合、必着)
- (3) 提出場所 4の担当部署とする
- (4) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)とする。

7. 参加資格審査

3に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書で審査結果を令和7年8月5日(火)にメールで通知する。

- ①参加資格を有すると認めた者にとっては、参加資格がある旨及び企画提案書等の提出を要請する旨

②参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

8. 企画提案書等の提出部数、提出期限、提出場所及び提出方法

本プロポーザルに参加意思表示した者で企画提案書等を提出しようとする者（以下「企画提案者」という）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 ①企画提案書（様式5及び任意様式）
②業務実施体制表（様式6）
③業務工程表（任意様式）
④共創による亀山市「交通空白」解消等リ・デザイン事業支援業務委託仕様書の業務項目に沿った見積書及び内訳書（任意様式）
- (2) 提出部数 原本1部 副本8部
- (3) 提出期限 令和7年8月18日（月）午後5時まで（郵送の場合、必着）
（受付は午前8時30分から午後5時まで〔日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く。〕）
- (4) 提出場所 4の担当部署とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る）とする。

9. 企画提案内容

企画提案者は、仕様書の内容を参照し、企画提案書を作成すること。また、企画提案書では、次の内容を明らかにすること。

- (1) 業務実施方針等
本業務の目的、意図、内容を理解し、適切に実施するために必要な知識・経験等を有する人員体制等、業務遂行における実施方針を記載すること。
- (2) データの集計・分析等
地域公共交通に関わるデータの種類と集計・分析方法のほか、独自に所有するデータの種類や活用方法について具体的に記載すること。また、市民アンケート調査やヒアリング調査について、具体的な実施方法を記載すること。
- (3) 本市の現状理解と業務実施の方向性
本市の現状を把握した上で、新たな交通体系の構築と合意形成方法、プロセス理解醸成による人材育成方法、共創プラットフォームの具体的な運営方法と対象となる地域におけるワークショップの実施方法や内容のほか、使用するコンテンツ等について具体的に記載すること。
- (4) オンデマンド交通等導入シミュレーション
対象となる地域において、新たなモビリティサービスの導入を視野に入れつつ、地域事情に沿った新たな交通体系の検討と構築に向けたシミュレーション内容や方法を具体的に記載すること。
- (5) 業務マネジメント
本業務の目的達成に向けたプロセスを示し、本業務を適切に遂行するための進行管理及びマネジメント方法について、具体的に記載すること。
- (6) その他の提案

仕様書に掲げる事項のほか、提案者が有するノウハウを活かした効果的提案があれば、積極的に記載すること。

10. 企画提案書等の作成様式及び記載上の留意事項

- (1) 企画提案は、1 企画提案者につき1 提案とする。
- (2) 企画提案書は、10 ページ以内（表紙を除く。両面印刷とする。）とする。
- (3) 提出書類のサイズは、A4 版を原則とするが、業務工程表については、A3 版も可能とする。
- (4) 資料の差替えや追加資料の提出は、認めない。
- (5) 業務実施体制表には、本業務の担当者として配置を予定する全ての者を記載すること。
- (6) 業務工程表については、市担当者との打合せ時期を含めて記載すること。
- (7) 見積書に記載する額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額とする。

11. 質問の受付及び回答

本要領等の内容に質問がある場合は、質問書（様式7）を提出すること。ただし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期間

令和7年7月18日（金）から同月24日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合、必着）

(2) 提出場所

4の担当部署とする。

(3) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（着信を確認すること。）で提出すること。

(4) 回 答

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和7年7月29日（火）に亀山市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

12. 優先交渉権者、次点交渉権者の選定等

(1) 評価・選定方法

選定委員が次表に基づき評価し、選定委員会において、合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者、次に合計点が高い企画提案者を次点交渉権者として選定する。また、合計点が同点の企画提案者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 最低基準点

選定委員が次表に基づき評価した結果、5人の選定委員の合計点が500点中300点に満たない企画提案者は、優先交渉権者、次点交渉権者として選定しないこととする。

なお、企画提案者が1者のみで、最低基準点に満たなかった場合は、再度公募するものとする。

評価項目	評価基準	配点
業務実績	過去3年間に地方公共団体が発注した地域公共交通に関わるデータ分析、地域公共交通の再編、オンデマンド交通等の新たなモビリティサービス導入に関する支援業務等の同種又は類似する業務実績を有しているか。	10
業務実施方針等	本業務の目的、意図、内容を理解し、適切に実施するために必要な知識・経験等を有する人員体制であるか。	10
データの集計・分析等	地域公共交通に関わるデータの種類と集計・分析方法のほか、独自に所有するデータの種類や活用方法が具体的に提案されているか。	5
	市民アンケート調査やヒアリング調査の実施方法等が具体的に提案されているか。	5
本市の現状理解と業務実施の方向性	本市の現状を把握した上で、新たな交通体系の構築と合意形成方法、プロセス理解醸成による人材育成方法、共創プラットフォームの運営方法と地域におけるワークショップの実施方法や内容のほか、使用するコンテンツ等が効果的且つ実現性のある提案となっているか。	20
オンデマンド交通等導入シミュレーション	対象地域への新たなモビリティサービス導入も視野に入れた地域事情に沿った新たな交通体系の構築に向け、具体的なシミュレーション内容や方法が提案されているか。	20
業務マネジメント	本業務の目的達成に向けたプロセスを示し、適切に遂行するための進行管理及びマネジメント方法について、具体的且つ効果的な提案となっているか。	10
プレゼンテーション	企画提案書の内容が具体的で分かりやすい資料であって、説明は、分かりやすく説得力があるか。	5
	本業務に対する取り組み意欲が感じられるか。	5
見積金額	見積額は、提案書に比して適切なものであるか。	10
合計		100

(3) 評価区分

評価区分	提案内容	5点配点の場合	10点配点の場合	20点配点の場合
A	優れている	5点	10点	20点
B	やや優れている	4点	8点	16点
C	標準的である	3点	6点	12点
D	やや劣っている	2点	4点	8点
E	劣っている	1点	2点	4点

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは非公開とし、次のとおり行う。

- ①日 時 令和7年8月22日（金）（時間は別途連絡）
- ②場 所 亀山市役所西庁舎3階第五会議室
- ③提案説明 各企画提案者、出席者は4人以内とし、説明15分以内、質疑10分程度とする。
なお、パソコンを使用する場合は、企画提案者にて準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは亀山市が用意する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、決定後にプロポーザル参加者全員に通知する。審査の結果、選定されなかった者は、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領第7条の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

13. 選定までのスケジュール

- (1) 令和7年7月18日（金） 公告及び実施要領等の交付開始
- (2) 令和7年7月24日（木） 実施要領及び仕様書に関する質問書の提出期限
- (3) 令和7年7月31日（木） 参加意思表明書の提出期限
- (4) 令和7年8月5日（火） 参加資格審査結果通知書
- (5) 令和7年8月18日（月） 企画提案書等の提出期限
- (6) 令和7年8月22日（金） プレゼンテーション
- (7) 令和7年8月27日（水） 選定結果の通知（予定）

14. 失格事項

参加者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領に違反すると認められる場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が契約上限額を超過している場合
- (5) プレゼンテーションを欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

15. 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、優先交渉権者として選定された者から見積書を徴収する。

なお、協議の結果、合意に至らなかったときは、次点交渉権者と協議を行う。

また、契約内容は、企画提案書に基づくものとする。ただし、提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。

16. その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）の規定により提出書類等を公開することがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (7) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (9) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) プロポーザル参加意思表示書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (11) 選定の経過及び選定された優先交渉権者は、亀山市ホームページで公開することがある。